

5 駐車場

駐車場

【基本的な考え方】

- ・障害者や高齢者等の社会参加を促進する上で、自動車は有効な移動手段であることから、駐車場の利便性や安全性に十分配慮することが重要です。
- ・車椅子利用者用駐車施設については、安全に乗り降りできるスペースを確保するとともに、出入口に近い位置に設け、当該駐車施設から出入口まで安全かつ円滑に通行できる経路を整備します。

整備基準	解説
(1) 車椅子利用者用駐車施設を、全駐車台数が100台未満の場合にあつては1以上、全駐車台数が100台以上の場合にあつては2以上設けること。 (2) 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。 ア 幅は、3.5メートル以上とすること。 イ 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、車椅子利用者用駐車施設の表示をすること。 ウ 車椅子利用者用駐車施設と駐車場の出入口との間の経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 (3) (2)のウに定める経路を構成する通路のうち1以上は、次に掲げるものとする。 ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 イ 幅は、120センチメートル以上とすること。 ウ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。 (ア) 手すりを設けること。 (イ) その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別することができるものとする。 (ウ) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。 (エ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。 (オ) 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。 (カ) 始点及び終点に、車椅子が安全に停止することができる平坦な部分を設けること。	・350 cmとは、車椅子利用者等の円滑な乗降に必要な幅です。 ・車椅子への移乗等の際にはドアを大きく開ける必要があります。 ・舗装面に国際シンボルマークを塗装する方法や標識を立てる方法があります。 ・p.140（「床（路面）仕上げの考え方」）参照 ・120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が通行しやすい幅です。 ・120 cmとは、車椅子で通行しやすい幅、歩行者が横向きになれば車椅子とすれ違える幅、二本杖使用者が円滑に通行できる幅です。 ・傾斜路の延長方向に長さ150 cm以上の水平部分を設けることを標準とします。

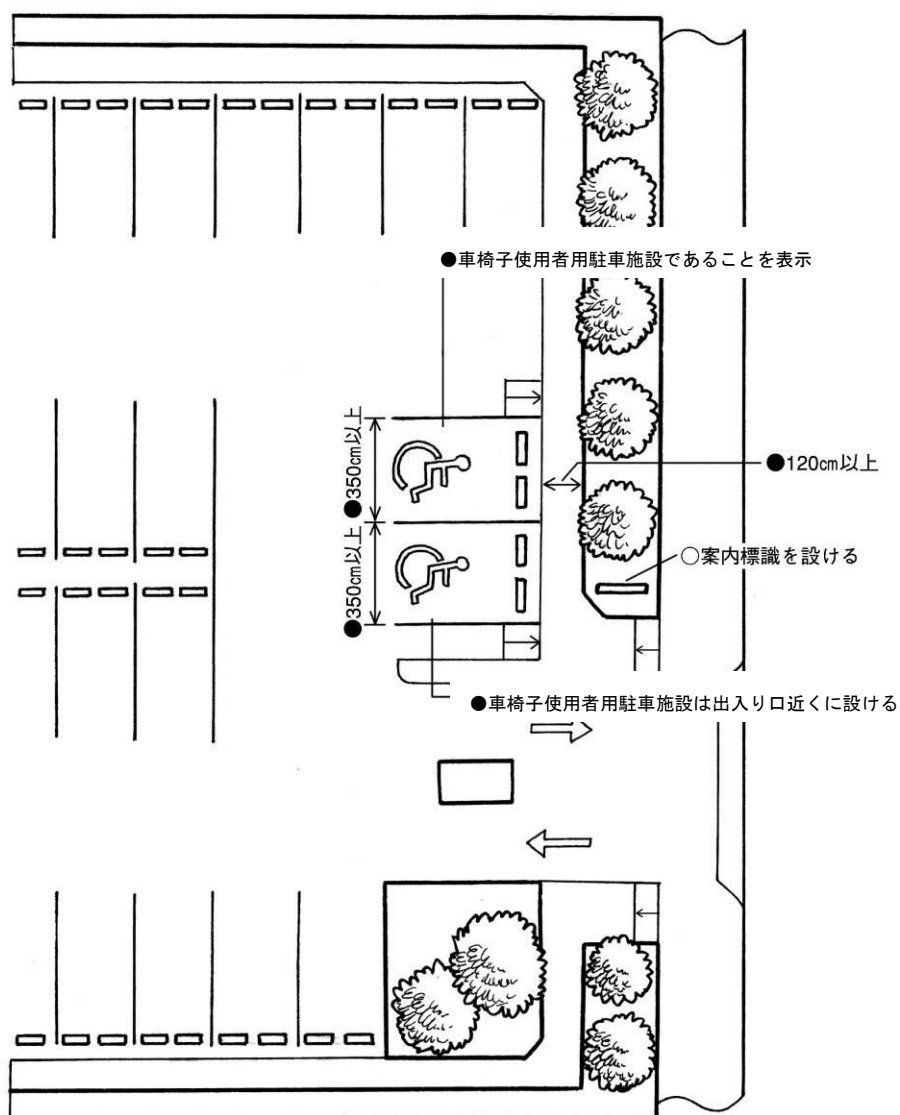
整備が望ましい項目

- ・出入口付近に、道路から見やすい方法により車椅子利用者用駐車施設のある旨を表示すること。

整備例

- : 整備基準
- : 整備が望ましい項目

■駐車場の整備例



■案内標識の例

